

「火山噴出物分析センター(仮)新棟建設設計・監理業務」の公募について

国立研究開発法人防災科学技術研究所

1. 企画競争に付する事項

- (1) 品目分類番号 42
- (2) 業務名 火山噴出物分析センター(仮)新棟建設設計・監理業務
- (3) 業務内容 茨城県つくば市天王台 3-1 に計画している火山噴出物分析センター(仮)新棟等の新営工事に伴う建築及び関連する設備の基本・実施設計、積算業務、確認申請等に関する諸手続き及び監理業務等を行うものである。
- (4) 履行期限 仕様書による

2 参加資格

単体企業として参加する者または共同企業体 (JV) として参加する場合の代表者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。また、JV の構成員は、次の(5)②以外の要件を全て満たすこと。

- (1) 防災科学技術研究所契約事務規程第 4 条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和 7・8 年度の文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部「設計・コンサルティング業務」の一般競争参加資格業者のうち、「建築関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者であること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度認定を受けていること）。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、建設工事及び測量等、物品の販売及び役務の提供等の調達契約からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 契約担当役等から取引停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (5) 適合証明書を提出できる者であること。適合証明が必要となる参加者の条件は下記のとおりとする。
 - ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
 - ② 平成 22（2010）年度以降に完成・引渡しが完了した建築物（新営または改修）の設計業務（設計業務のみの完了・引渡しではなく、建築物の完成・引渡しが完了したものと指す。）で延べ面積 5,000 m²以上」の下記用途の建築設計業務の実績を有すること。
 - ・研究施設（国土交通省告示第八号 別添二 類型八 第 2 類 相当）
 - ・事務所、庁舎（国土交通省告示第八号 別添二 類型四 第 1、2 類相当）

- ・大学（国土交通省告示第八号 別添二 類型八 第1類相当）
 - ・病院・診療所（国土交通省告示第八号 別添二 類型四 第1、2類相当）
- ※設計業務とは、新築又は新築同等増築に係る基本設計又は実施設計業務とするが、基本設計、実施設計及び監理業務を継続して請け負った場合には、全体を一つの実績として取り扱うこと。

- (6) 自ら業務を実施する以下に示す大学、研究機関、企業等に所属する職員、またはこれらの機関に属する職員で構成するグループとする。
- ・大学及び大学共同利用機関法人
 - ・国公立試験研究機関
 - ・独立行政法人、国立研究開発法人、特殊法人及び認可法人
 - ・民法第33条第2項により設立された法人
 - ・民間企業（法人格を有する者）
 - ・特定非営利活動促進法第十条第一項の規定により認証を受けた特定非営利活動法人

なお、応募から業務終了に至るまでの間に資格の喪失、長期にわたる外国出張その他の理由により、業務の実施者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、業務の実施者となることを避けること。

3 手続等

(1) 担当部局

〒300-0006 茨城県つくば市天王台 3-1 国立研究開発法人防災科学技術研究所総務部契約課 担当：志賀
T E L : 029-863-7429
F A X : 029-863-7900
E-mail : y-shiga@bosai.go.jp

(2) 公募要領の交付期間、場所及び方法 令和7年12月26日（金）から令和8年2月9日（月）午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。以下同じ。）。

【仕様書申請先】

E – m a i l : shiyousho@bosai.go.jp

仕様書申請フォーム : <https://www.bosai.go.jp/kokai/zuikei/application.html>

(3) 説明会の開催日時及び開催場所

開催日時：令和8年1月15日（木） 13時30分から

〒305-0006 茨城県つくば市天王台 3-1
防災科学技術研究所 研究本館 2 階 第 4 会議室

(4) 企画提案書の受領期限、提出場所及び方法

- ① 受領期限 令和 8 年 2 月 9 日（月）17 時必着
- ② 提出場所 上記 5(1) に同じ。
- ③ 提出方法 持参又は郵送等（書留等の配達記録が残るものに限る。）によること。
ただし、郵送等の場合は受領期限までに必着のこと。なお、電送によるものは受け付けない。

(5) 業務規模（予算）及び採択件数 公募要領による。

(6) 選定方法等

別に定めた審査基準及び公募要領等に基づき、防災科学技術研究所において行う。